

## 第4回 小学校統合検討審議会

日 時：令和2年10月28日（水）

午後2時

場 所：役場第1会議室

### 次 第

1. 開会のことば
2. 委員長あいさつ
3. 議事
  - (1) 候補地の比較について
  - (2) その他
4. 閉会のことば

# 統合校の候補地について

---

第4回小学校統合検討審議会

令和2年10月28日

# 候補地検討の主な視点

①

- 今の学校教育のニーズ・授業形態の変化に沿った設計が可能であるか

②

- 現状の学校施設の老朽化をふまえ、1日も早い建設が可能であるか

③

- 用地が村有地等で、用地交渉に要する時間が短縮できるか

# A案 旧山中保育所跡地(山中小学校横)



## 土地の特徴

- ・敷地面積  
15,641m<sup>2</sup>
- ・自然公園法  
普通地域
- ・建ぺい率  
50%
- ・容積率  
200%
- ・高さ制限  
15m

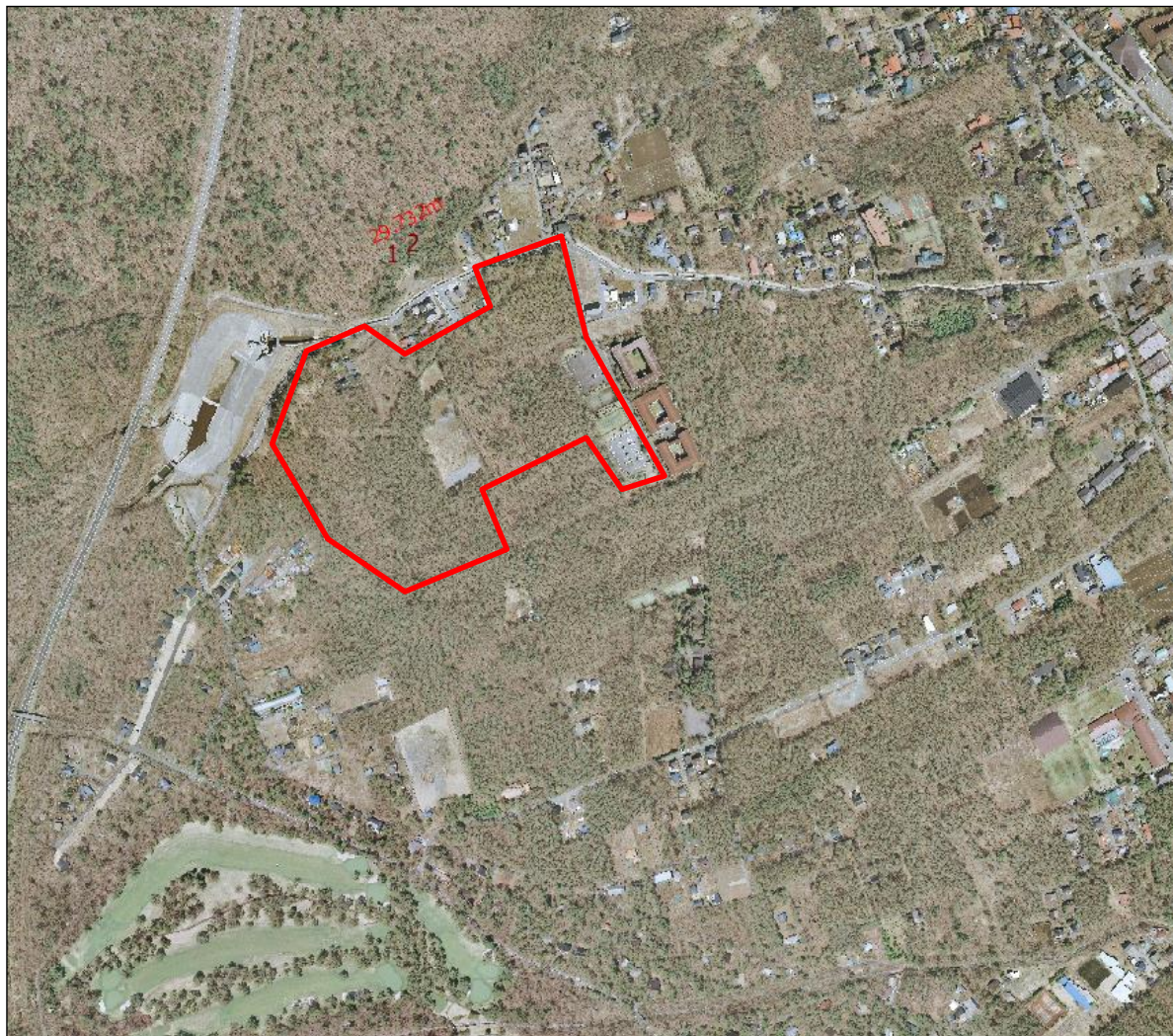
## B案 山中湖中学校下(現 教員住宅・テニスコート)



### 土地の特徴

- ・敷地面積  
26,581㎡
- ・自然公園法  
第2種特別地域
- ・建ぺい率  
20%
- ・容積率  
40%
- ・高さ制限  
13m

# C案 吉羽木材付近



## 土地の特徴

- 敷地面積  
32,537m<sup>2</sup>
- 自然公園法  
普通地域
- 建ぺい率  
50%
- 容積率  
200%
- 高さ制限  
15m

# D案 総合運動広場(旧レジャータウン跡地)



## 土地の特徴

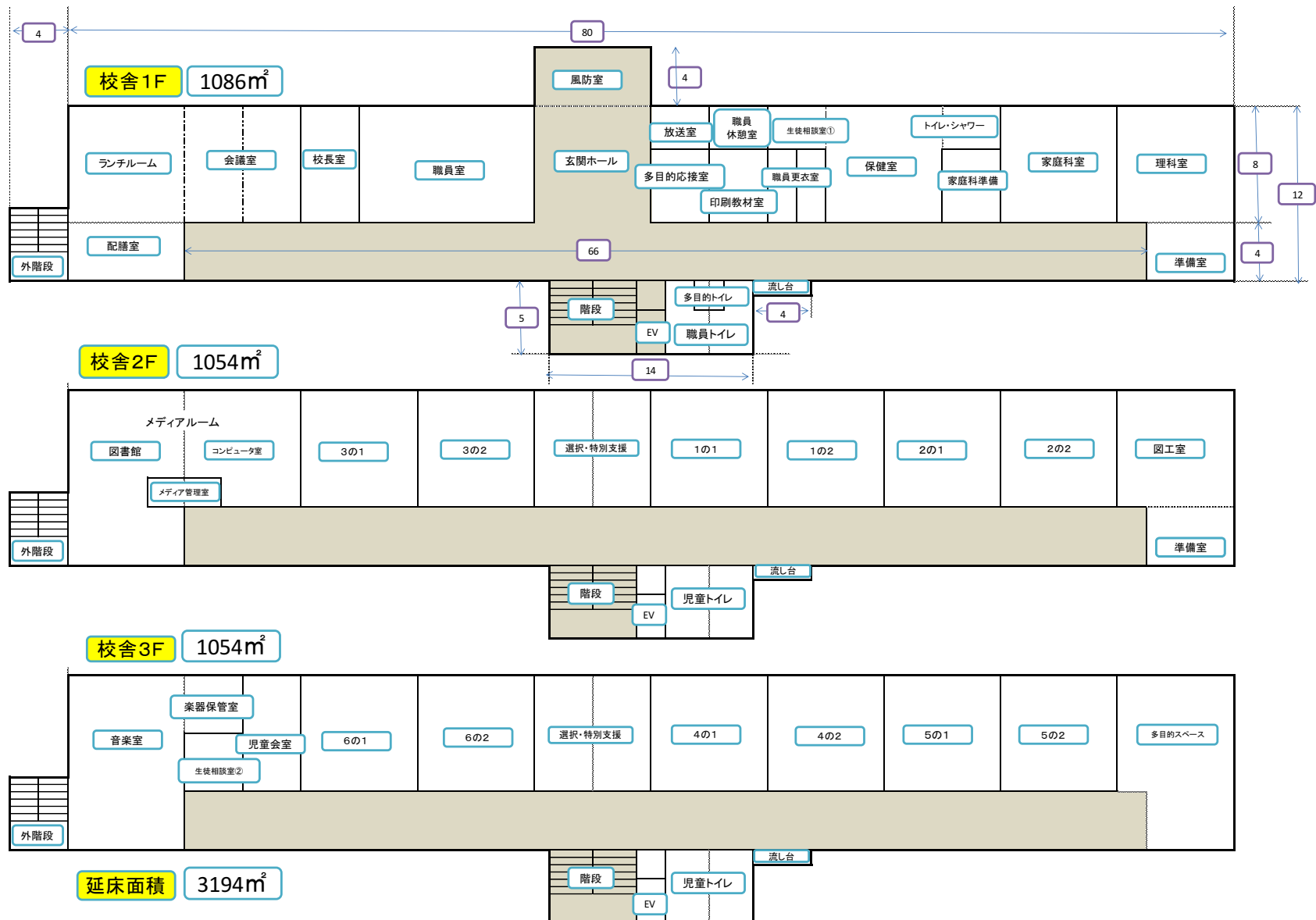
- ・敷地面積  
21,983m<sup>2</sup>
- ・自然公園法  
第2種特別地域
- ・建ぺい率  
20%
- ・容積率  
40%
- ・高さ制限  
13m

# 統合校の必要面積について

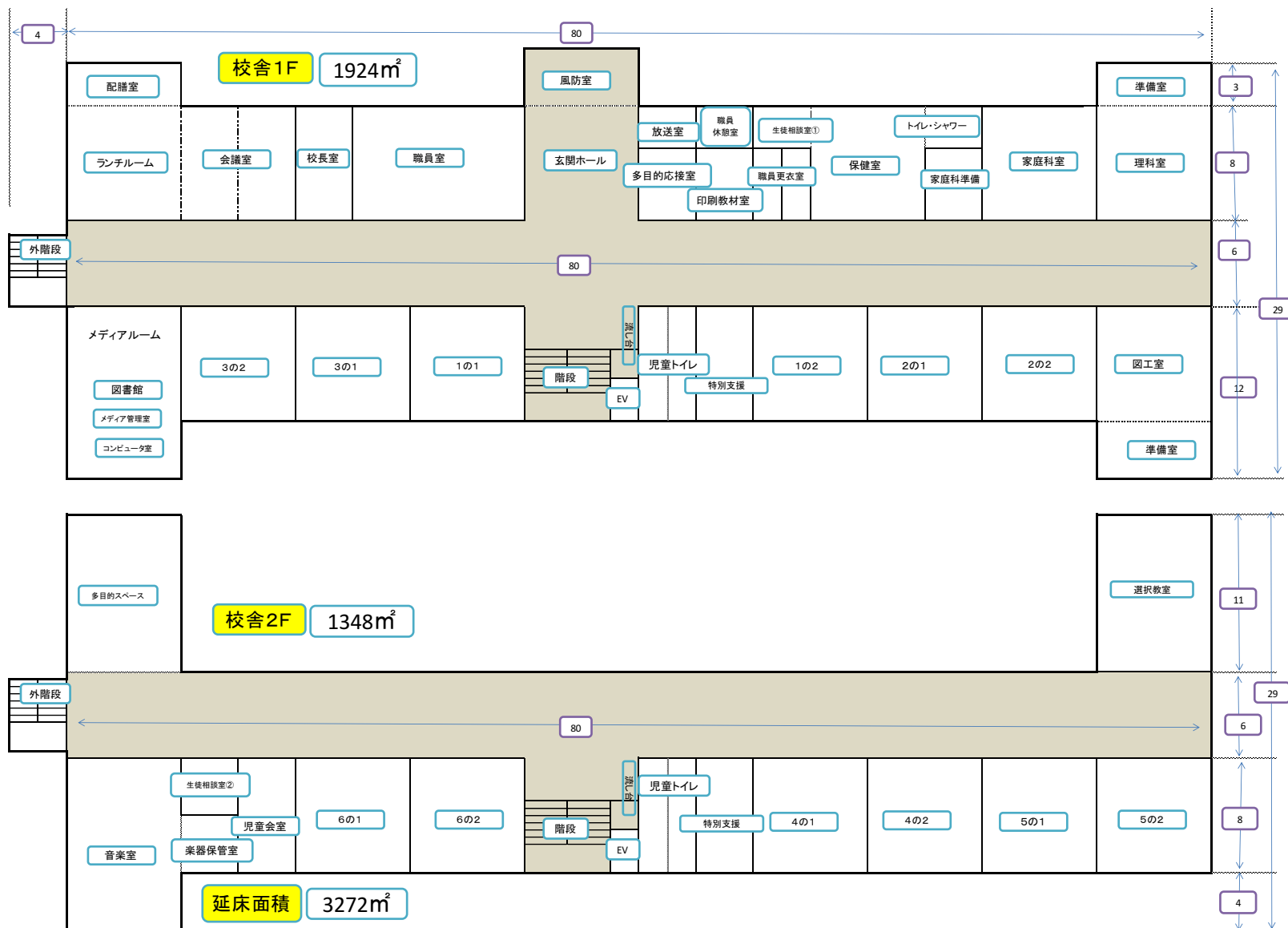
---



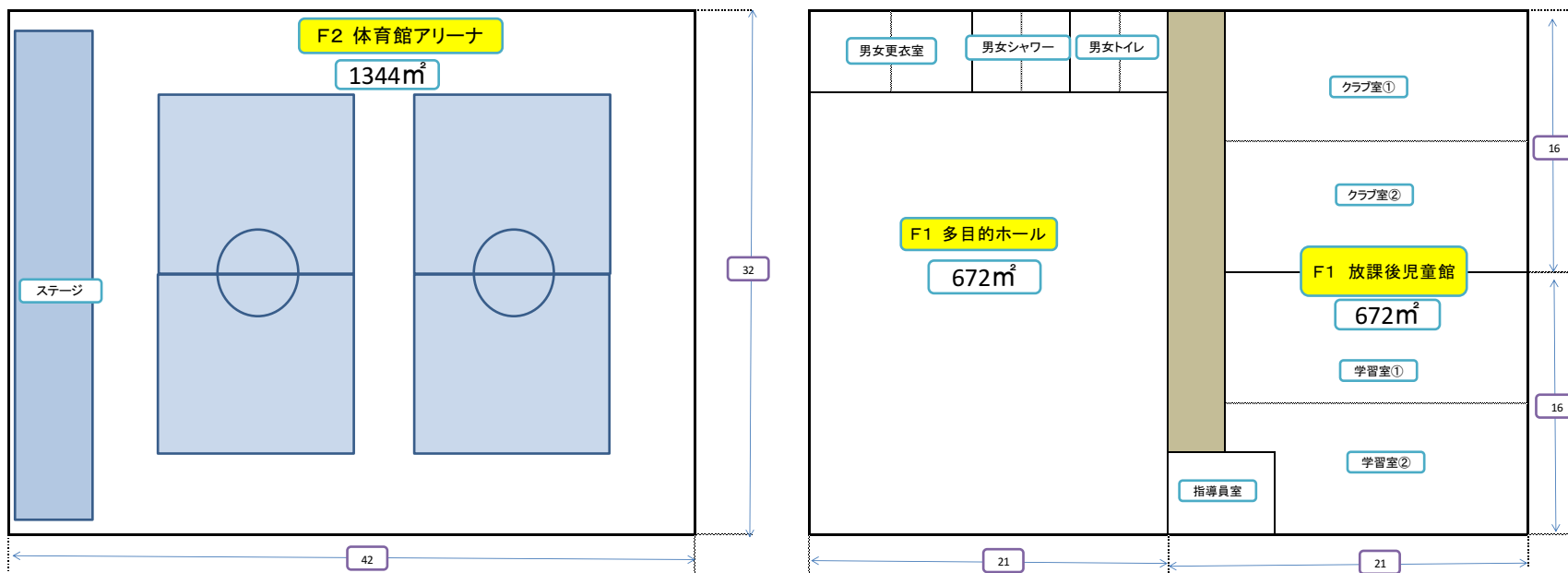
# 必要教室のイメージ(3階建て ~片廊下~)



# 必要教室のイメージ(2階建て ～中廊下～)



# 必要教室のイメージ(体育館・児童館・ホール)



## 統合校の敷地必要面積(文部科学省基準より)

	建物	敷地	合計
校舎面積	3,000m <sup>2</sup>		3,000m <sup>2</sup>
運動場面積		8,500m <sup>2</sup>	8,500m <sup>2</sup>
体育館面積	1,500m <sup>2</sup>		1,500m <sup>2</sup>
放課後児童館	800m <sup>2</sup>		800m <sup>2</sup>
駐車場面積		1,000m <sup>2</sup>	1,000m <sup>2</sup>
計	5,300m <sup>2</sup>	9,500m <sup>2</sup>	14,800m <sup>2</sup>

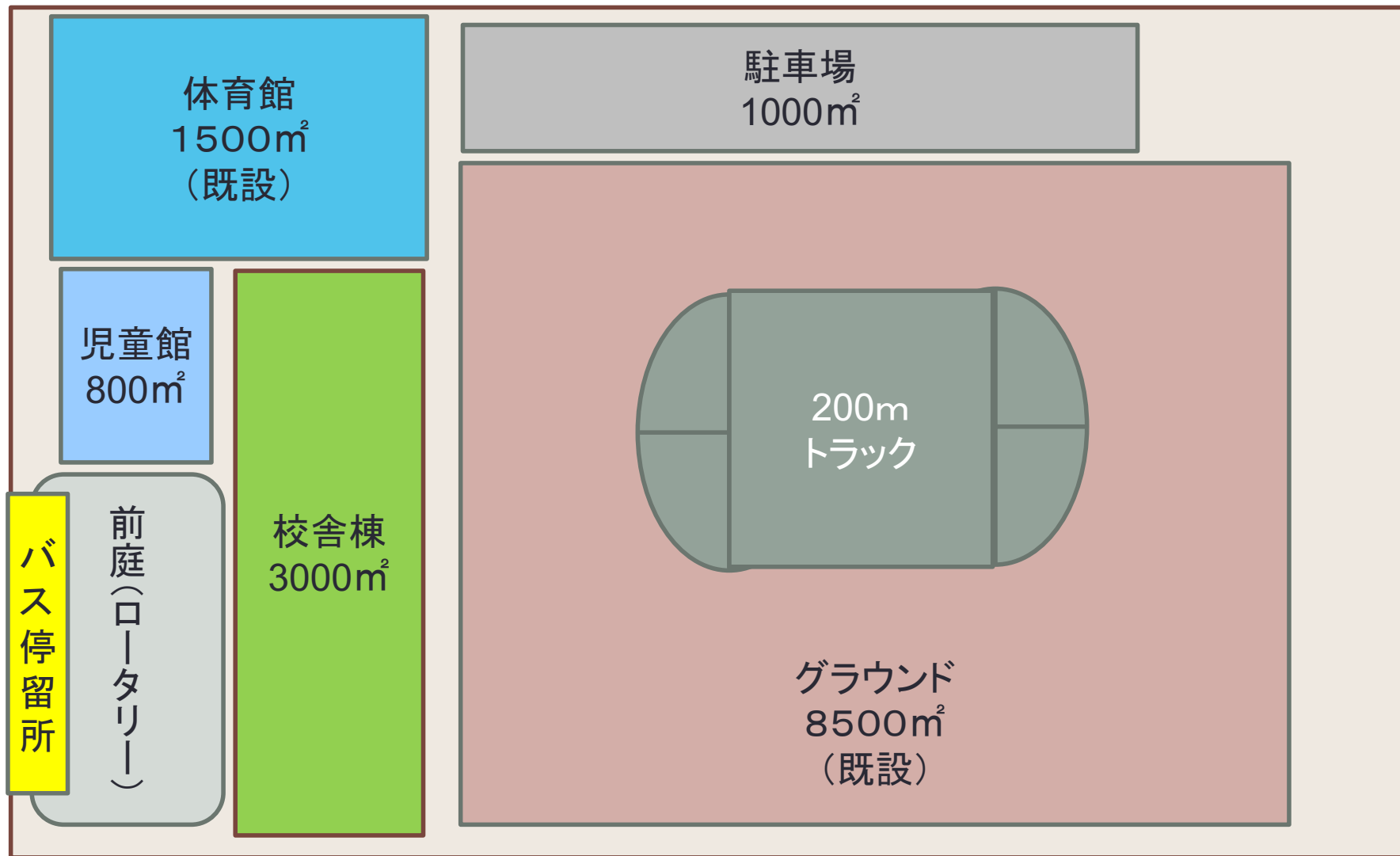
# 必要な整備内容

条 件 / 候補地	A案	B案	C案	D案
<b>( 1 ) 土地関係</b>				
・用地購入	△	△	○	
・土地造成		○	○	○
・進入路	○			
・バス停留所・ロータリー	○	○	○	○
・駐車場	○	△	○	○
<b>( 2 ) 建築関係</b>				
・校舎棟	○	○	○	○
・体育館		△	○	○
・放課後児童館	○	○	○	○
・仮設校舎	△			
<b>( 3 ) 解体関係</b>				
・旧校舎	○			
・仮設校舎	△			
・旧施設		○		○

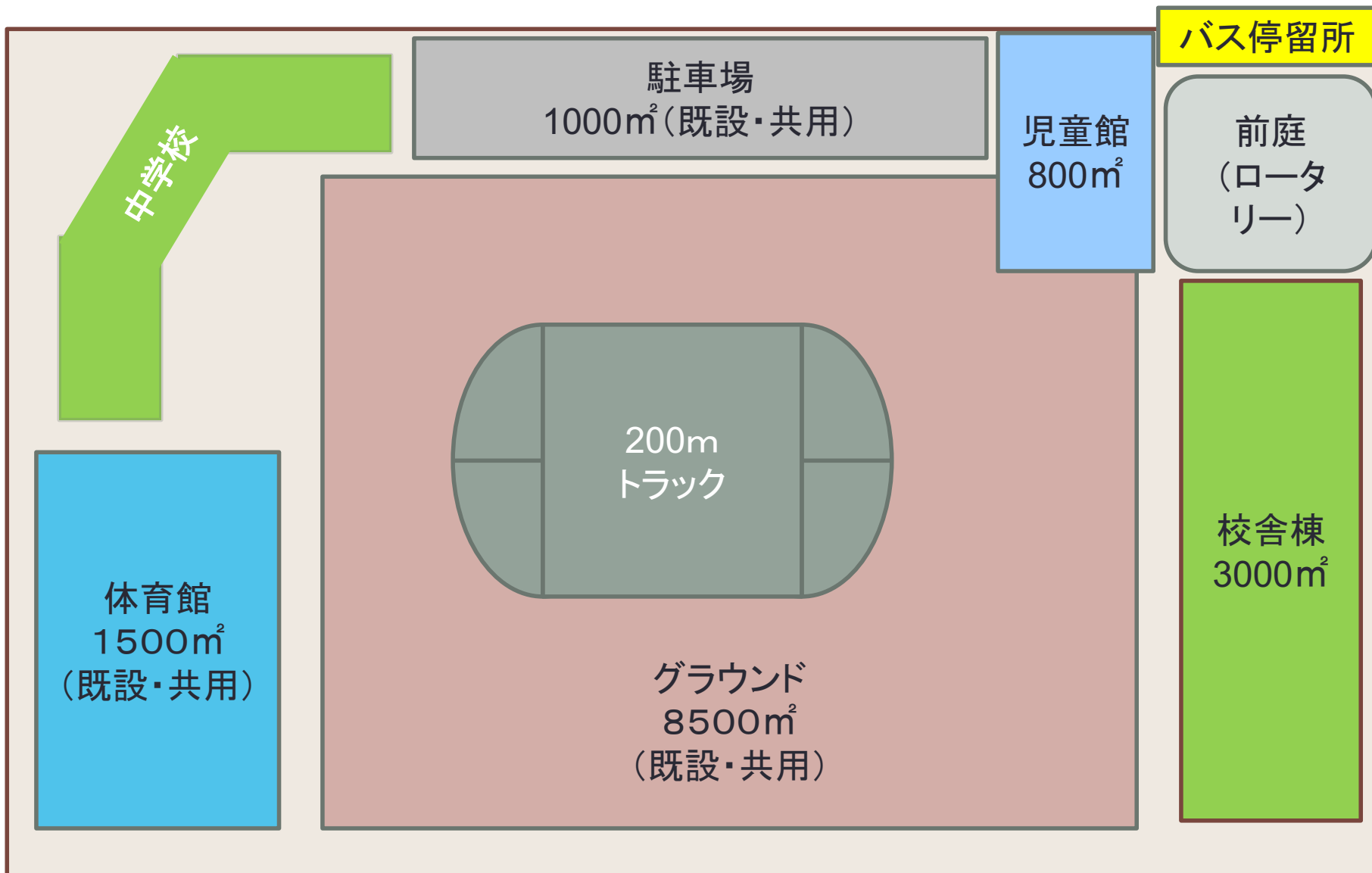
○ = 必要

△ = 状況に応じて必要

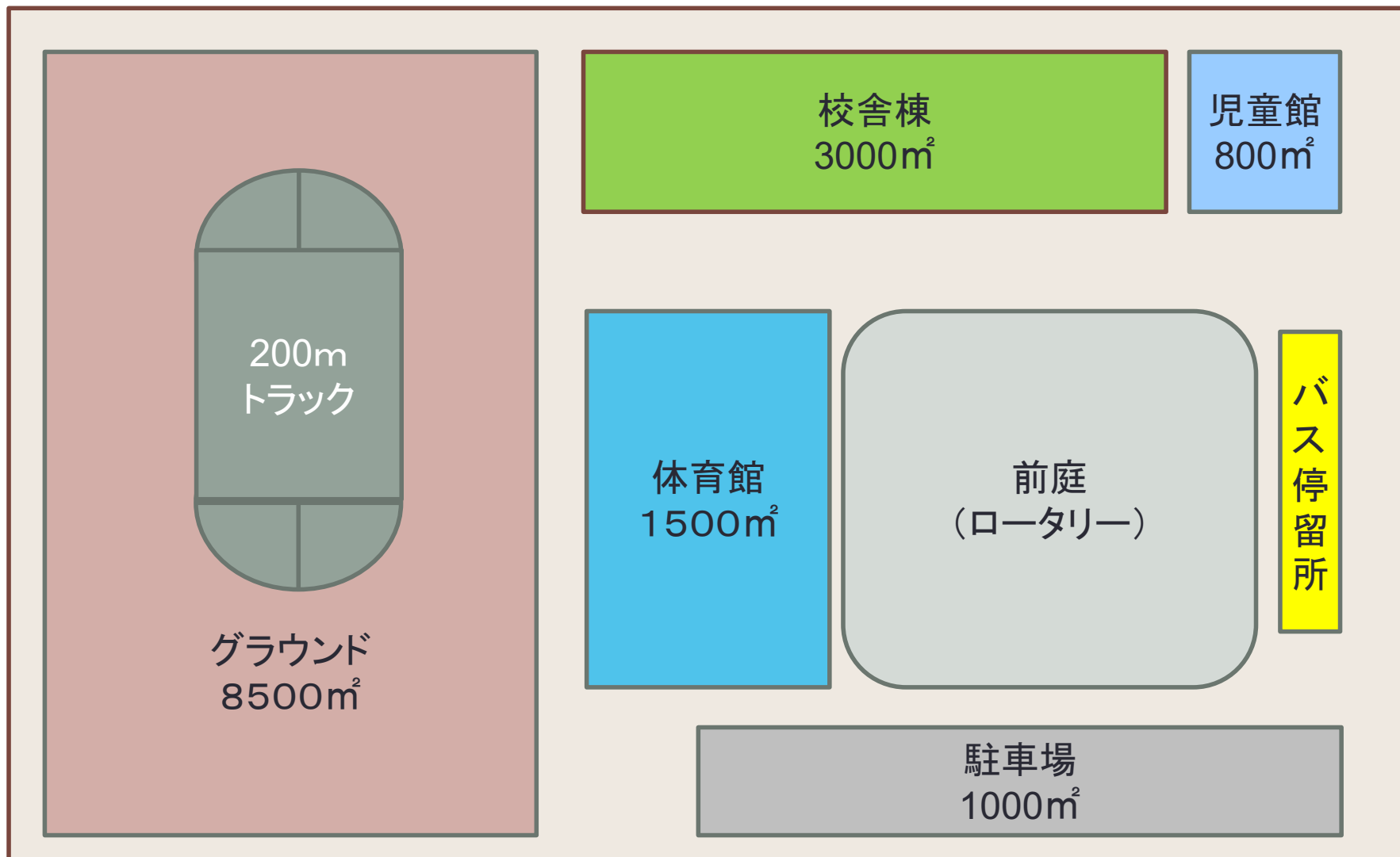
# A案にした場合の 必要な施設のイメージ



# B案にした場合の 必要な施設のイメージ



# C・D案にした場合の 必要な施設のイメージ





# 自然公園法による建築物の許可基準

	普通地域	第二種特別地域
建築面積		2000㎡以下
建ぺい率	50%	20%
容積率	200%	40%
総施設面積率	70%	40%
高さ制限	15m以下	13m以下
景観	村景観計画による	村景観計画による
土地勾配		30%以下
セットバック	道路境から5m	道路境、敷地境界から5m
開発許可	協議	協議
自然公園法	届出	許可申請

# 候補地の建築規模上限

	A案	B案	C案	D案
自然公園法区分	普通	第二種	普通	第二種
建ぺい率 %	50	20	50	20
容積率 %	200	40	200	40
総施設面積率 %	70	40	70	40
敷地面積 m <sup>2</sup>	15,641	26,581	32,537	21,983
建坪上限 m <sup>2</sup>	7,821	5,316	16,269	4,397
延べ容積上限 m <sup>2</sup>	31,282	10,632	65,074	8,793
総施設面積上限 m <sup>2</sup>	10,949	10,632	22,776	8,793
高さ上限 m	15	13	15	13

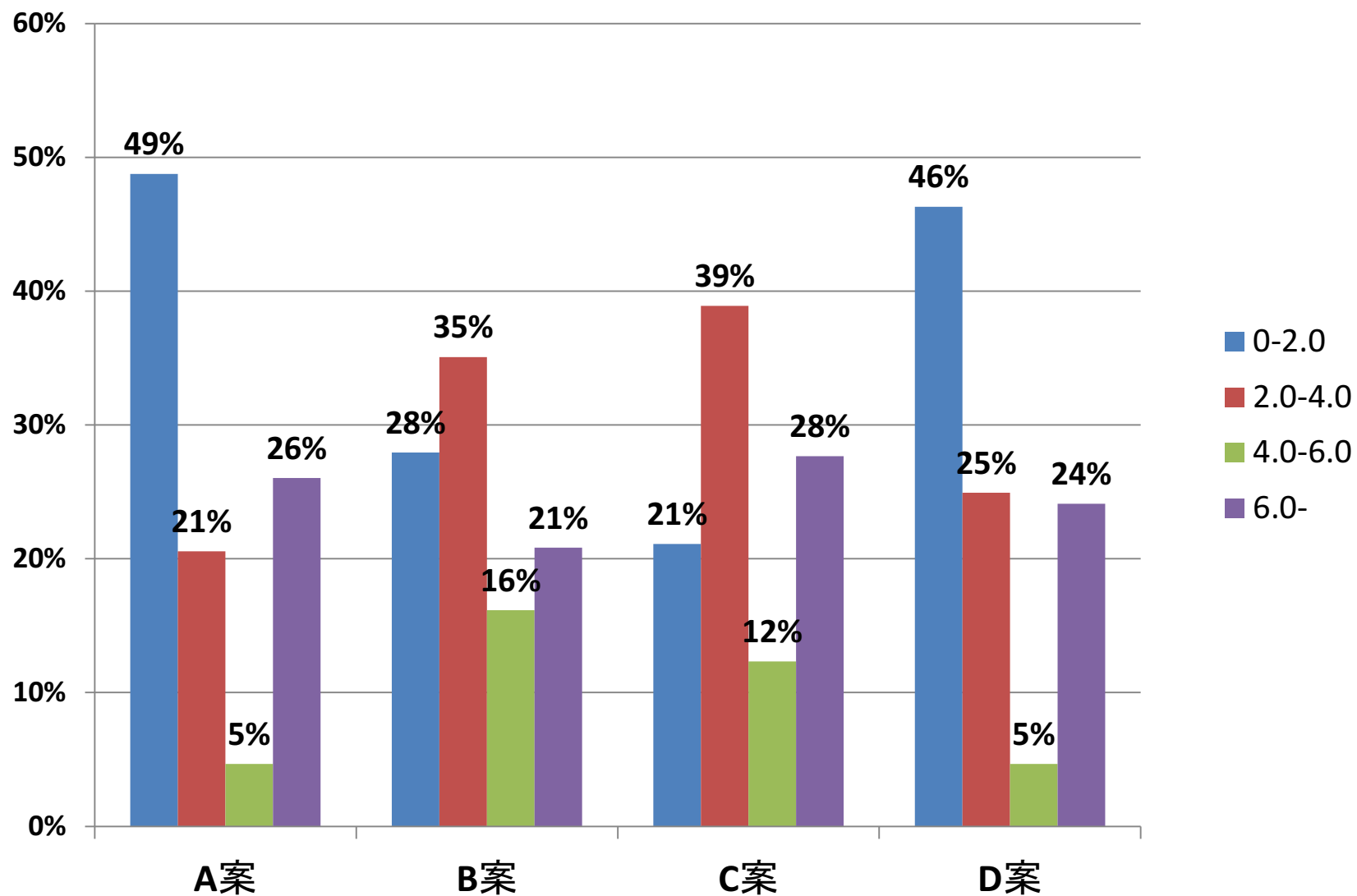
# 候補地別の通学距離について

---

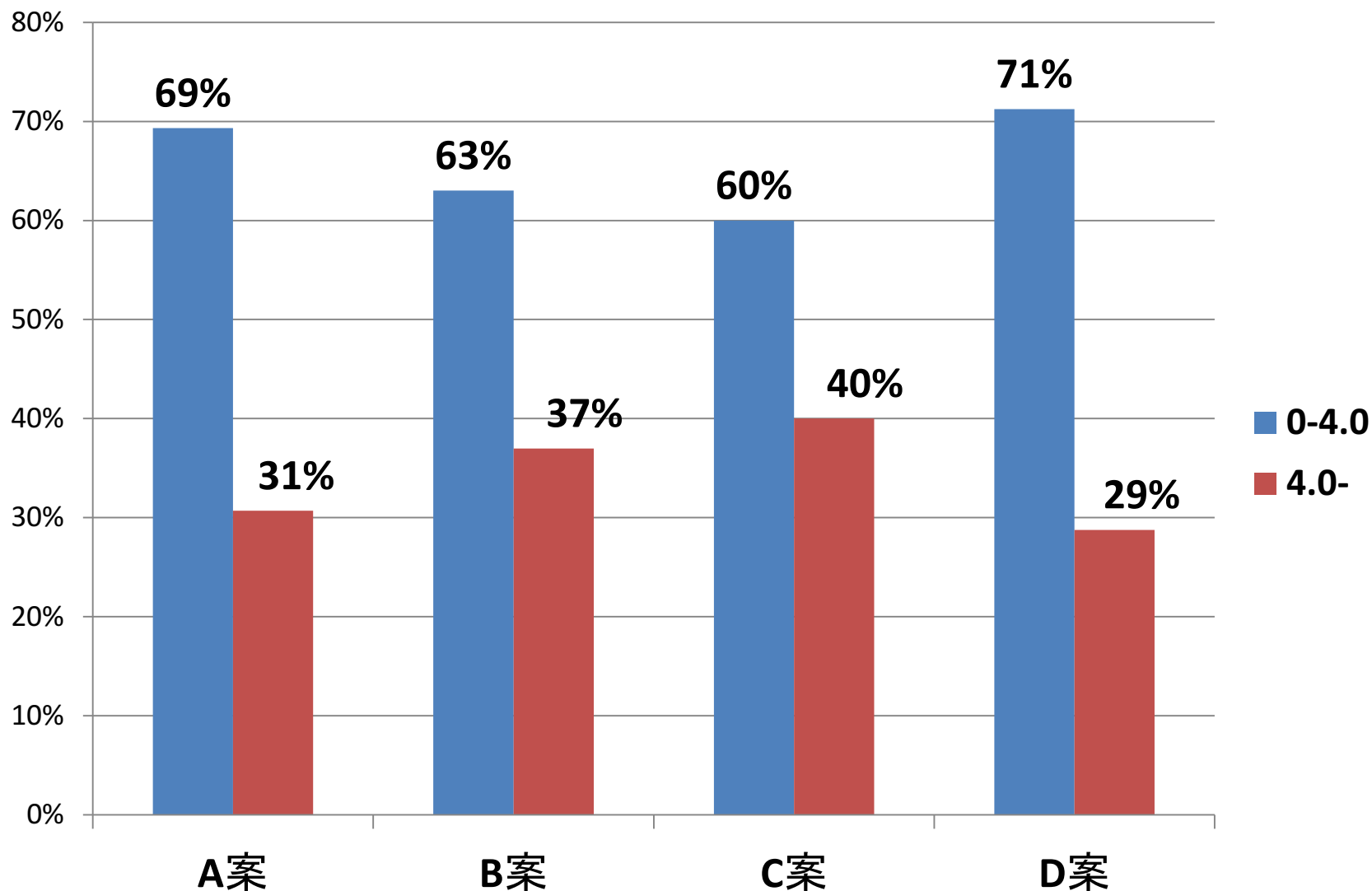
# R2年度 小中学校在籍者(365名)の 現住所から各候補地までの距離

距離 km	A案	B案	C案	D案
0~2.0km	178人	102人	77人	169人
2.0~4.0km	75人	128人	142人	91人
4.0~6.0km	17人	59人	45人	17人
6.0km~	95人	76人	101人	88人

# ○各候補地の通学距離の比率



# ○通学距離 4km以内と4km以上の比率



# 災害対応について

---

# 土砂災害警戒地域(イエローゾーン)





## 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)とは

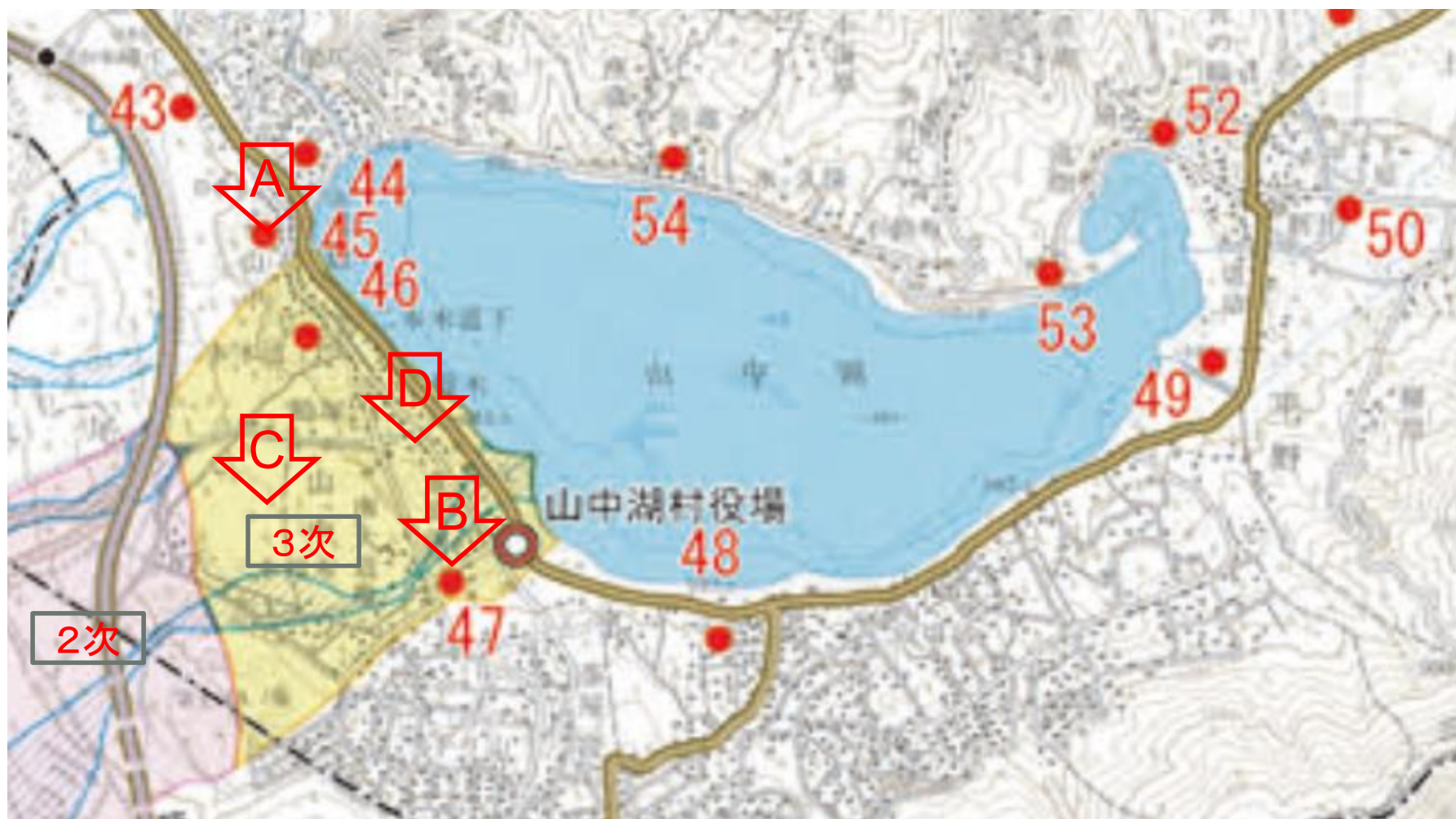
- 急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりが発生した場合には**住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域**で、当該区域における土砂災害を防止するために**警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域**として政令で定める基準に該当する区域のことをいいます。
- 土砂災害警戒区域に指定されると、
  - ①宅地建物取引業者は、当該宅地または建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行う
  - ②要配慮者利用施設の管理者等は、**避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施**すること 等が義務づけられます。  
(土砂災害防止法)

# 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)とは

- 土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域のことをいいます。
- 土砂災害特別警戒区域に指定されると、
  - ①特定の開発行為に対する許可制
  - ②建築物の構造規制 等が行われます。

(土砂災害防止法)

# 富士山噴火 3次避難ゾーン



## 3次避難ゾーンとは

→ **すぐに危険にはなりません**が、火口位置によっては避難が必要な範囲です。公的機関から出される避難情報に注意してください。

また、避難に人の手が必要な方は早めの避難が必要です。

→ 溶岩が流れ続けた場合に、**1日ぐらいで到達**するかもしれない範囲を示しています。

## 2次避難ゾーンとは

→噴火しそうな時、噴火が始まった時**すぐに避難が必要な範囲**です。

→噴火した場合に下の3つのどれかに当てはまり、**すぐに危険になる範囲**です。

- ① 火口から噴出した石がたくさん落ちてくる範囲
- ② 火砕流が発生した場合に、高温のガスが高速で届く範囲
- ③ 溶岩が流れ始めた場合に、すぐに到達するかもしれない範囲(3時間程度を想定)